

社団法人国際農林業協働協会常勤役員報酬規程

(総 則)

第1条 社団法人国際農林業協働協会（以下「協会」という。）の常勤役員に対する報酬等に関する事項は、定款に定めるほか、この規程の定めるところによる。

(報酬の種類)

第2条 常勤役員の報酬は、俸給及び通勤手当とする。

2 常勤役員1人当たりの報酬の総額は、18,000,000円を超えないものとする。

(俸 給)

第3条 常勤役員の俸給の月額は、次のとおりとする。

専務理事 765,000円

2 前項の常勤役員の俸給の月額は、その役員の業績を考慮して定めるものとする。

3 新たに常勤役員となった者には、その日から俸給を支給する。

4 常勤役員が離職したときは、その日まで俸給を支給する。

5 常勤役員が死亡したときは、その死亡の日の属する月の俸給の全額を支給する。

6 第3項及び第4項の規定により俸給を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その俸給の額は、その月の現日数から土曜日、日曜日及び祝日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

(俸給の支払等)

第4条 俸給の支払いについては、職員給与規程第3条の規定を準用し、その支払日については、同規程第4条の規定を準用する。

(通勤手当)

第5条 通勤手当は通勤のため交通機関を利用し、かつ、その運賃を負担することを常例とする常勤役員に支給する。その月額は、その者の1ヵ月の通勤に要する運賃の額に相当する額（その額が55,000円を超えるときは、55,000円）とする。

(実施細則)

第6条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、昭和60年10月14日から施行し、昭和60年9月27日から適用する。

附 則

この規程の改正は、平成2年5月24日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成3年5月24日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成4年5月26日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この規程の改正は、平成22年4月1日から施行する。